お知らせします町職員の給与状況

平泉町職員の給与は国・県の 制度に準じています。また、町 議会での予算や給与条例の審議 を通じて明らかにされています が、町民の皆さんに、より一層 のご理解をいただくため、その あらましをお知らせします。

①人件費の状況(平成21年度普通会計)

住民基本台帳 人口(年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率 (B/A)	
8, 577人	4, 119, 935千円	990, 975千円	24. 1%	
※人件費には特別職(三役 議員 各種委員など)に支給される給与				

報酬などを含みます。

②職員給与費の状況(平成21年度普通会計)_(単位:千円)

職員数		1人当たり 給 与 費				
(A)	給	料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	和 子 頁 (B/A)
107人	409,	479	70, 881	156, 059	636, 419	5, 948

※職員手当には退職手当を含みません。

③平均給与と平均年齢の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	326, 400円	42. 3歳
技能労務職	343, 100円	49. 3歳

④初任給の状況

(亚成22年1月1日租在)

			(十成22千年月1日現在)
区 分			決定初任給
	一般行政職	大学卒	161, 600円
一粒打	一放1」以眺	高校卒	140, 100円
	技能労務職	高校卒	137, 200円

⑤期末・勤勉手当の状況

			(平成22年12月給与条例改正後		
	区分	6 月 期	12 月 期	計	
	期末手当	1. 225月分	1. 375月分	2. 60月分	
	勤勉手当	0.675月分	0.675月分	1. 35月分	

⑥特別職の報酬などの状況

(平成22年12月給与条例改正後)

区分	報酬などの月額	期末手当
町 長	595, 000円	6月期 1.40月分
副町長	524, 500円	6月期 1.40月分
議長	271, 000円	12月期 1.55月分
副議長	218, 000円	計 2.95月分
議員	203, 000円	日 2. 30万分

⑦職員数の状況

(夕左1日1日田左 出仕・1)

(各年4月1日現在·単位:人						
区		分	職員	数	対前年	主な増減理由
			22年	21年	増減数	
	議	会	2	2	0	
	総	務	21	21	0	
_	税	務	5	5	0	
般	民	生	22	23	Δ1-	市 炒 市 ₩ =□ Խ =
	衛	生	10	10	0	事務事業調整による 減(△1)
行	農林	水産	10	10	0	
政	商	エ	3	3	0	
	±	木	6	6	0	
	小	計	79	80	△1	
特別行i	教	育	27	28	Δ1~	事務事業調整による
行政	小	計	27	28	△ 1	減(△1)
公	診療	寮 所	0	3	△ 3	#□. ○ □ BB ね
営企	水	道	4	4	0	施設の民間移譲によ る減(△3)
業	下,	水道	1	1	0	
公営企業等会計	そ(の他	4	4	0	
計	小	計	9	12	△3	
4	<u> </u>	計	115	120	△5	

(平成22年度定員管理調査より)

辰用地区域は、 区域」といいま 優良な農地

して計画を定めています。 町ではおおむね10年間を見通

農振計

画のあらま

外は、

の手続きなどにつ

てお知らせし

ます。

7

5 5

6

合わせ先…

農振除外とは

地区域」といいます。として利用するための土地の区として利用するための土地の区農業振興地域内には、農用地

農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が定める計画です。この計画は、農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)を明らかにし、土地の有物利用と農業の近代化を総合的なが、

制限されています に、農業以外の目的での このため、

見直しをしています。

するときに必要な

「農振除外」の手続きは、

時期に当たることから「農振除期にしかできません。平成23年農振除外」の手続きは、原則と。農地を農地以外の土地に変更ェ備計画」を策定し、5年ごとに

して計画の見直し時期にしかできません。

画の見直し時期に当たることから

「平泉農業振興地域整備計画」を策定し、

町では、

豊かな住みよい農村環境を確立するため

域整

備計画を見直

ます

と呼んでいます。のことを一般的に 「農振除外」

ができます。 ができます。 農振除外

①農用地区域以外に代替す る土

④事業計画の概要が分かる設計

配置図

図など)

の農業施策を重点的に行うため保全のため、土地基盤整備など

地を農地以外に使用するとき 農用地区域内の

必要になります。 農用地区域からの除外手続きが この「農用地区域からの除外 ・農地転用の許可申請の

晨振除外できる土地

◎除外の条件 満た ること

② 公 図

前に、

◎手続きの受付 月 14 日

3

◎提出書類

(農林振興課に備え付 け

の状況が分かる地図、住宅地 ③位置図(申請地の位置や付近 の状況を示した図面)

利用が

④農用地区域内の土 ⑤土地改良事業などの土地基を経過していることを経過していること の機能に支障を及ぼすおそれ農用地区域内の土地改良施設 がないこと 完

農振除外の手続き

期間と提出書類は次の体振興課で受け付けま 農振除外の手続きは、 0 通 役場農

①農用地利用計画変更申出書 月)~ 5 月 20 日(金) りで



上空から見た町内の農地

で総合的な利用に支障を及ぼで総合的な利用に支障を及ぼ

は、 り、地域 今後5年

ができるのは、平成24年4月以農地以外の目的で利用することめられた場合、具体的に農地を今回の見直しで農振除外が認 降となります きを済ませてくださ の間に農地転用の予定がある 振除外ができません。 5 月 20 日 後5年間は原則として農 金 見直 直しが始め までに手 1 今後5 続 以 لح を 認 ま興

あらかじめご了承くださ 外できない場合がありま また場所によっては、 場合があります 承ください ますの振 で除

農振除外できませ今後5年間は W

5 広報**ひ ら い ず み**No. 645